

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月8日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
(サイバー犯罪対策課) <b>第14条の2</b> サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>サイバー事案に係る防止対策一般</u> に関すること。 (2) <u>サイバー事案に係る犯罪の捜査</u> に関すること。 (3)・(4) (略) (5) <u>サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する指導及び調整</u> に関すること。 (6) <u>サイバー事案に係る情報の集約及び分析</u> に関すること。 (7) <u>情報技術の解析に係る支援</u> に関すること。 (8) <u>前各号に掲げるもののほか、サイバー空間における脅威への対処のために必要な事務の処理に関すること。</u>			(サイバー犯罪対策課) <b>第14条の2</b> サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>サイバー犯罪に係る総合対策</u> に関すること。 (2) <u>サイバー犯罪の取締り</u> に関すること。 (3)・(4) (略) (5) <u>サイバー犯罪の捜査に係る指導及び支援</u> に関すること。 (6) <u>サイバー犯罪事件情報の集約、分析及び調整</u> に関すること。		
別表第1（第39条関係）			別表第1（第39条関係）		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ戦略室	(略)	サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ戦略室	(略)
	情報技術解析支援センター	第14条の2第7号に掲げる事務			
(略)			(略)		
交通企画課	交通総合対策室	(略)	交通企画課	交通事故抑止対策室	(略)
(略)			(略)		
別表第2（第40条関係）			別表第2（第40条関係）		
所属名	名称	位置	所属名	名称	位置
留置管理課	長岡支所	(略)	留置管理課	長岡支所	(略)
	上越支所	上越市			

(略)		
別表第3 (第48条関係)		
課名	職名	職務
(略)		
サイバー 犯罪対策 課	(略)	(略)
	サイバー犯 罪対策管理 官	(略)
	情報技術解 析支援セン ター長	情報技術解析支援セ ンターに関する事務
(略)		
捜査第一 課	(略)	(略)
	統括検視官	(略)
(略)		
交通企画 課	(略)	(略)
	交通総合対 策室長	交通総合対策室に関 する事務
(略)		
(略)		

(略)		
別表第3 (第48条関係)		
課名	職名	職務
(略)		
サイバー 犯罪対策 課	(略)	(略)
	サイバー犯 罪対策管理 官	(略)
(略)		
捜査第一 課	(略)	(略)
	検視官	(略)
(略)		
交通企画 課	(略)	(略)
	交通事故抑 止対策室長	交通事故抑止対策室 に関する事務
(略)		
(略)		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。